

5年保存

基労管発第 1001001 号
平成 20 年 10 月 1 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長
(公印省略)

「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等における個人情報の取扱いについて」の一部改正について

「労災かくし」の排除に係る対策のうち健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等については、平成 20 年 10 月 1 日付け基発第 1001003 号「「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について」の一部改正について」により指示されたところであるが、これに伴い、平成 20 年 3 月 5 日付け基労管発第 0305001 号「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等における個人情報の取扱いについて」についても、別添右欄を左欄のとおり改正し、本日から運用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、健康保険不支給決定者に係る情報の受け渡しに関して、新たに全国健康保険協会各都道府県支部と覚書を締結する必要があるが、当該覚書については全国健康保険協会各都道府県支部と協議の上、案を作成し、締結前に当課と協議すること。

「健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等における個人情報の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 5 日付け基労管発第 0305001 号) 新旧対照表 (傍線の部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: right;">基労管発第 0305001 号 平成 20 年 3 月 5 日 改正 基労管発第 1001001 号 平成 20 年 10 月 1 日</p> <p>健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等における個人情報の取扱いについて</p> <p>健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等については、平成 20 年 3 月 5 日付け基発第 0305001 号 (以下「局長通達」という。) により指示したところであるが、局長通達記の 1 別添 1 の 1 に基づき<u>全国健康保険協会各都道府県支部</u>から提供される個人情報の取扱いについては、厚生労働省保有個人情報管理規程 (平成 17 年厚生労働省訓令第 3 号) 第 46 条に基づき各労働局ごとに定めるものに基づき管理するほか、下記により、適切に対処されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>全国健康保険協会各都道府県支部</u>との個人情報の受け渡しについて <u>全国健康保険協会各都道府県支部</u> (以下「<u>協会支部</u>」という。) との個人情報の受け渡しについては、<u>協会支部健康保険業務・サービス部</u>と連絡をとった上で、<u>協会支部</u>において受け取ること。なお、具体的</p>	<p style="text-align: right;">基労管発第 0305001 号 平成 20 年 3 月 5 日</p> <p>健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等における個人情報の取扱いについて</p> <p>健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等については、平成 20 年 3 月 5 日付け基発第 0305001 号 (以下「局長通達」という。) により指示したところであるが、局長通達記の 1 別添 1 の 1 に基づき<u>各地方社会保険事務局</u>から提供される個人情報の取扱いについては、厚生労働省保有個人情報管理規程 (平成 17 年厚生労働省訓令第 3 号) 第 46 条に基づき各労働局ごとに定めるものに基づき管理するほか、下記により、適切に対処されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>各地方社会保険事務局</u>との個人情報の受け渡しについて <u>各地方社会保険事務局</u> (以下「<u>事務局</u>」という。) との個人情報の受け渡しについては、<u>各事務局監査指導室</u>と連絡をとった上で、<u>事務局</u>において受け取ること。なお、具体的な受け渡し日については、<u>事務</u></p>

な受け渡し日については、協会支部と協議して定めること。

また、個人情報の受け渡しを始めるに当たり、協会支部と別添1を参考として覚書を締結すること。

なお、覚書については協会支部と協議の上、案を作成し、覚書締結前に当課と協議すること。また、覚書の改廃あるいは疑義が生じた場合は、当課と協議すること。

2 労働局間での事案の移送について

協会支部から提供された個人情報について、事業所の所在地が他都道府県の労働局の管轄に該当する場合には、局長通達記の1別添1の2に基づき、個人情報を当該労働局に送付することとしているが、送付の際には、送付する旨の文書（別添2を参照）を添付して郵送するとともに、他の労働局から当該個人情報が送付された際には、受理した旨の文書（別添3を参照）を送付元の労働局に送付すること。

3 原簿の作成及び管理について

協会支部から提供された個人情報については、文書の原本を綴って原簿として保管すること。また、原簿については、担当する職員以外の者が閲覧できないように管理すること。

局と協議して定めること。

また、個人情報の受け渡しを始めるに当たり、各事務局と別添1を参考として覚書を締結すること。

なお、覚書については事務局と協議の上、案を作成し、覚書締結前に当課と協議すること。また、覚書の改廃あるいは疑義が生じた場合は、当課と協議すること。

2 労働局間での事案の移送について

事務局から提供された個人情報について、事業所の所在地が他都道府県の労働局の管轄に該当する場合には、局長通達記の1別添1の2に基づき、個人情報を当該労働局に送付することとしているが、送付の際には、送付する旨の文書（別添2を参照）を添付して郵送するとともに、他の労働局から当該個人情報が送付された際には、受理した旨の文書（別添3を参照）を送付元の労働局に送付すること。

3 原簿の作成及び管理について

事務局から提供された個人情報については、文書の原本を綴って原簿として保管すること。また、原簿については、担当する職員以外の者が閲覧できないように管理すること。

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">労災保険法に基づく保険給付を適切に行うために 必要な情報の提供とその取扱いに関する覚書</p> <p><u>全国健康保険協会〇〇支部及び〇〇労働局</u>は、<u>労働者災害補償保険法</u>（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険給付を適切に行うため、次のとおり覚書を締結する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>全国健康保険協会〇〇支部</u>は、被保険者等から負傷原因照会の回答があった別紙の項目について情報提供する。 2. 提供媒体は紙媒体とし、提供時期は月を単位とするものとし、同月内に<u>全国健康保険協会〇〇支部</u>へ回答のあった負傷原因照会の写しを翌月20日（土日祝の場合は翌営業日）に同<u>協会支部内</u>で手渡しにて行うものとする。 <p>3～5（略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. この覚書の改廃及び疑義の解決に関しては、<u>全国健康保険協会〇〇支部及び〇〇労働局</u>が協議しこれを決定するものとする。 <p>平成20年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> <u>全国健康保険協会〇〇支部長</u> 〇〇 〇〇 〇 〇 労 働 局 長 〇〇 〇〇 </p>	<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">労災保険法に基づく保険給付を適切に行うために 必要な情報の提供とその取扱いに関する覚書</p> <p><u>〇〇社会保険事務局及び〇〇労働局</u>は、<u>労働者災害補償保険法</u>（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険給付を適切に行うため、次のとおり覚書を締結する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>〇〇社会保険事務局</u>は、被保険者等から負傷原因照会の回答があった別紙の項目について情報提供する。 2. 提供媒体は紙媒体とし、提供時期は月を単位とするものとし、同月内に<u>〇〇社会保険事務局</u>へ回答のあった負傷原因照会の写しを翌月20日（土日祝の場合は翌営業日）に同<u>社会保険事務局内</u>で手渡しにて行うものとする。 <p>3～5（略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. この覚書の改廃及び疑義の解決に関しては、<u>〇〇社会保険事務局及び〇〇労働局</u>が協議しこれを決定するものとする。 <p>平成20年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> <u>〇〇社会保険事務局長</u> 〇〇 〇〇 〇 〇 労 働 局 長 〇〇 〇〇 </p>

変 更 後		変 更 後	
(別紙)		(別紙)	
(例)		(例)	
○ 全国健康保険協会●●支部から▲▲労働局へ提供する情報		○ ●●社会保険事務局から▲▲労働局へ提供する情報	
	情報項目		情報項目
1	被保険者証の記号番号	1	被保険者証の記号番号
2	事業所名称	2	事業所名称
3	事業所所在地	3	事業所所在地
4	事業所連絡先	4	事業所連絡先
5	被保険者氏名	5	被保険者氏名
6	被保険者電話番号	6	被保険者電話番号
7	被保険者住所	7	被保険者住所
8	負傷日時	8	負傷日時
9	負傷場所	9	負傷場所
10	負傷した際の状況	10	負傷した際の状況
11	当時は勤務日であったかどうか	11	当時は勤務日であったかどうか
12	負傷当日の勤務時間	12	負傷当日の勤務時間
13	医療機関受診期間	13	医療機関受診期間
	通勤途中である場合		通勤途中である場合
14	当時の通勤時間	14	当時の通勤時間
15	通常の通勤方法	15	通常の通勤方法
16	当時の出勤、帰宅中に立ち寄った場所、時間、目的	16	当時の出勤、帰宅中に立ち寄った場所、時間、目的
17	今回の負傷についての会社への報告の有無	17	今回の負傷についての会社への報告の有無